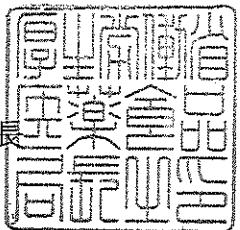


文官報添付

薬食発第1129002号
平成17年11月29日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令、放射性物質等の運搬に関する基準及び放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件の施行について

放射性物質による放射線障害防止に関し、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第164号）、放射性物質等の運搬に関する基準（平成17年厚生労働省告示第491号。以下「運搬告示」という。）及び放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第492号）が平成17年11月24日に公布され、本年12月1日から施行されることとなった。

貴職におかれでは、下記事項を御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 趣旨

放射性医薬品の運搬について、製造所、薬局、製造販売業者の事務所又は一般販売業者（卸売一般販売業者を含む。以下同じ。）の店舗（以下「製造所等」という。）において運搬を行う際の遵守事項について、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）及び同法に基づく命令等に準じる内容に改め、放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36



年厚生省令第4号。以下「規則」という。) 第2条第6項に定めたこと。

また、製造所等の外において運搬を行う際の遵守事項について、規則に第2条第7項として、国際原子力機関(IAEA)の定める放射性物質安全輸送規則並びに放射線障害防止法及び同法に基づく命令等に準じる内容の規定を新たに設けたこと。

これらの規定の細目については、運搬告示を新たに定めたこと。

第二 製造所等における運搬（規則第2条第6項（規則第15条において準用する場合を含む。）関係）

放射性医薬品の製造業者、薬局開設者、製造販売業者又は一般販売業者（以下「製造業者等」という。）は、製造所等において放射性物質等の運搬を行う際には、規則第2条第6項の規定に従わなければならないこと。

- (1) 規則第2条第6項第6号は、放射性物質等の運搬に支障を来さないことを目的とするものであり、運搬を行わないときにおいてまで常時立入りを制限する必要はないこと。また、運搬に支障がない限りにおいて、立入りの制限は標識の設置や見張人の配置以外の方法によることができること。
- (2) 規則第2条第6項第8号の「相当の知識及び経験」とは、運搬する放射性物質等に応じ、その取扱いに必要な知識及び経験をいうものであり、運搬を行う者本人が相当の知識及び経験を有する場合についてまで、相当の知識及び経験を有する他者の同行を求めるものではないこと。
- (3) 規則第2条第6項第1号、第3号、第5号及び第9号の細目については、運搬告示第2章に規定したこと。

第三 製造所等の外における運搬（規則第2条第7項（規則第15条において準用する場合を含む。）関係）

製造所等の外において放射性物質等の運搬を行う際には、規則第2条第7項の規定に従わなければならないこと。

規則第2条第7項各号の基準の遵守義務は製造業者等に対して課せられるものであり、製造業者等は、運搬を第三者に委託する場合にあっては、運搬の委託を受ける者に対し、これらの基準を遵守させなければならないこと。また、製造業者等はこのために必要な事項をあらかじめ取り決め、書面として保存しなければならないこと。

なお、放射性医薬品の運搬であっても、病院又は診療所における運搬については、

医療法（昭和23年法律第205号）及び同法に基づく命令等により、別途規制されるものであること。また、海上運搬については船舶安全法（昭和8年法律第11号）及び同法に基づく命令等、航空運搬については航空法（昭和27年法律第231号）及び同法に基づく命令等により、別途規制されるものであること。

- (1) 放射性物質等の運搬を行うに当たっては、原則として、規則第2条第7項第1号イ(1)から(3)までに掲げるL型輸送物、A型輸送物又はIP-1型輸送物、IP-2型輸送物若しくはIP-3型輸送物のいずれかの放射性輸送物とすること。ただし、運搬する放射性物質等が運搬告示第6条第1号に掲げる低比放射性物質又は同条第2号に掲げる表面汚染物に該当する場合にあっては規則第2条第7項第1号イ(1)から(3)までに掲げる放射性輸送物としないで、厚生労働大臣の承認を受けた場合にあっては当該放射性輸送物以外の放射性輸送物として運搬することができること。
- (2) 規則第2条第7項第1号の細目については、運搬告示第3章に規定されるものであること。運搬告示第3章のうち、第1節は放射性輸送物に関する基準（運搬に用いる容器等に関する基準）、第2節は車両運搬に関する基準（自動車その他の車両による運搬における運搬方法等に関する基準）、第3節は簡易運搬に関する基準（台車や手持ちによる運搬等の車両による運搬以外の簡易な運搬における運搬方法等に関する基準）であること。
- (3) 規則第2条第7項第3号の書面は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）の規定に基づき、電磁的方法により作成し、保存することができること。
- (4) 運搬告示第30条第5号ロに掲げる「消火器、放射線測定器、保護具」は例示であり、「事故が発生した場合に必要な器具、装置等」については、運搬方法、運搬物、運搬を行う場所等に応じ、適切に判断すること。

第四 危険時の措置（規則第10条第3項（規則第15条において準用する場合を含む。）関係）

製造業者等は、地震、火災その他の災害により、放射性物質による障害が発生した場合又は放射性物質による障害が発生するおそれがある場合においては、遅滞なく、次の事項を厚生労働大臣（薬局開設者、製造販売業者又は一般販売業者にあっては、その薬局、事務所又は店舗の所在地の都道府県知事）に届け出なければならないこと。

- ① 上記の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- ② 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- ③ 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

第五 報告（規則第13条第1項第9号（規則第15条において準用する場合を含む。）関係）

製造業者等は、放射性物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて、軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に厚生労働大臣（薬局開設者、製造販売業者又は一般販売業者にあっては、その薬局、事務所又は店舗の所在地の都道府県知事）に報告しなければならないこと。この場合において、当該運搬が製造所等の外における運搬であるときには、直ちに第一報を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に報告すること。

また、運搬を第三者に委託する場合にあっては、報告が遅滞なくなれるよう、委託を受ける者と取決めを行い、連絡体制等について明らかにするとともに、運搬の委託を受ける者に対し、運搬に従事する者へのこれらの周知徹底を図らせること。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に従事して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても各本条の罰金刑を科す。

二 関連研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第10号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第12号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第22号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)

1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

○厚生労働省令第百六十四号

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。

○厚生労働省令第百六十四号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第九条第一項(同法第一一七条において準用する場合を含む。)並びに第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年十一月二十四日

厚生労働大臣 川崎 一郎

放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

第六条 第六項を次のように改める。

製造業者は、製造所において放射性物質等の運搬を行うに当たつて、次の各号(管理区域内において行う運搬については、第四号及び第五号)に掲げる事項を厳守しなければならない。ただし、放射性物質等を作業所等の中ににおいて運搬する場合その他放射性物質等を運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害の発生するおそれがない場合、又は次項第一号に掲げるところに従つて放射

線障害の防止のために必要な措置を講じた場合は、この限りでなく、また、第二号又は第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、放射性物質等を封入した容器(第一号ただし書の規定により放射性物質によつて汚染された物。以下この項において「運搬物」という。)の表面における線量率が一センチメートル線量当量率について十ミリシーベルト毎時を超えない限りにおいて、厚生労働大臣の承認を受けた措置を講ずることをもつて第一号又は第二号に掲げる措置に代えられることができる。

一 運搬は、容器に封入して行うこと。ただし、放射性物質によつて汚染された物(当該物に含まれる放射性物質の濃度が厚生労働大臣が定める濃度を超えないものに限る。)であつて次に掲げる放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合、又は放射性物質によつて汚染された物であつて容器に封入して運搬することが著しく困難なもの厚生労働大臣の承認を受けた放射線障害の防止のための措置を講じて運搬する場合は、この限りでない。

イ 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようとすること。

ロ 雨水等が容易に浸透しないようとすること。

ハ 外接する直方体の各辺が十七センチメートル以上となるようとすること。

一 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 外接する直方体の各辺が十七センチメートル以上であること。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができる。

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、割裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三 運搬物及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性物質を運搬する機械又は器具(以下の項において「車両等」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量率が厚生労働大臣が定める線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の車両等への積付けは、運搬中ににおいて移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

五 運搬物は、同一の車両等に厚生労働大臣が定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置その他の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬物を運搬する車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合には、当該車両を徐行させること。

八 放射性物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両等であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。)に収納された運搬物があつては、当該コンテナ)及びこれを運搬する車両等の適当な箇所に厚生労働大臣が定める標識を取り付けること。

二 第二条に次の二項を加える。

イ 製造業者は、製造所の外において放射性物質等(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十一年運輸省令第三十号)第一条第一号に該当しないもの(厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除く。)を除く。以下この項において同じ。)の運搬(船舶又は航空機によるものを行うに当たつて、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 次に掲げるところに従うこと。

イ 厚生労働大臣が定める放射性物質等にあつては、次の(1)から(3)までに掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の(1)、(2)若しくは(3)に掲げる種類の放射性輸送物(放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)とし、又は厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の承認を受けて次の(1)から(3)までに掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物とすること。この場合において、(1)又は(2)に掲げる放射性物質等のうち、(3)に掲げる放射性物質等に該当するものについては、(1)又は(2)に掲げる放射性輸送物に代えて(3)に掲げる放射性輸送物とすることができる。

(1) 危険性が極めて少ない放射性物質等として厚生労働大臣が定めるもの し型輸送物

(2) 厚生労働大臣が定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等 (1)に掲げるものを除く。) A型輸送物

(3) 低比放射性物質(放射能濃度が低い放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして厚生労働大臣が定めるものをいう。)又は表面汚染物(放射性物質以外の固体であつて、表面が放射性物質等によつて汚染されたもののうち、厚生労働大臣が定めるものをいう。) I-P-1型輸送物、I-P-2型輸送物又はI-P-3型輸送物

口 厚生労働大臣が定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の厚生労働大臣が定める基準に従うこと。

